

# 今井地区まちづくり協議会 規約

## (名称)

第1条 本会は、今井地区まちづくり協議会という。

## (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を笠岡市今立30番地に置く。

## (目的)

第3条 本会は、地域課題の解決に向け、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、以下に掲げる活動を行うことにより、地域力を高め、住みよい今井地区の活性化を目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域に居住する人の生きがいづくり
- (2) 地域住民のコミュニティの場づくり
- (3) 地域の課題の解決
- (4) その他本会の目的に必要な事業

## (構成)

第5条 本会は、今井地区に居住する住民及び各種団体で構成する。

## (種別及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 若干名
- (2) 代議員 40人以内
- (3) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

## (選任等)

第7条 代議員は、各地区及び地域の各種団体から選出する。

2 理事及び監事は、代議員の中から選任する。

3 会長及び副会長は、理事の中から選任する。

## (職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は理事会に出席し, この規約の定め及び理事会の議決に基づき, 本会の業務を執行する。
- 4 代議員は代議員会に出席し, 地域の課題などを協議するほか, 実践活動の中心的な役割を担う。
- 5 監事は, 本会の会計監査を行う。

(任期等)

第9条 役員の任期は, 2年とする。再任については最大3期を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず, 後任の役員が選任されていない場合には, 任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため, 又は増員によって就任した役員の任期は, それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は, 辞任又は任期満了後においても, 後任者が就任するまでは, その職務を行わなければならない。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは, 議会の議決により, これを解任することができる。この場合, その役員に対し, 議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため, 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第11条 本会に, 事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は, 理事会の承認を得て会長が任免する。

(種別)

第12条 本会の総会は, 通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は, 第6条の役員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は, 以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任, 職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 役員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、役員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会議)

第21条 理事は、理事会議に出席し、本会の運営について協議する。

(部会)

第22条 総会及び理事会で決議された事項を実施するため、部会を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第25条 この規約に定めるもののほか、必要な事業は理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 協議会事務所設置につき、規約第2条の住所変更を行う。(平成31年4月1日改正)
- 3 協議会事務所移転設置につき、規約第2条の住所変更を行う。(令和7年4月1日改正)